

副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 国ほか1名

答 弁 書

平成30年11月2日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告国指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部 (送達場所 磯貝宛て)

(電 話 03-5213-1293)

(FAX 03-3515-7308)

部 付 早 川



訟 務 官 磯 貝 泰



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の被告国に対する請求を棄却する。
- 2 訴訟費用のうち、原告と被告国との間に生じた部分は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告国の主張

追って準備書面により行う。

以上